

## 令和3年7月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 令和3年7月7日（水）
- 2 場 所 市役所南別館3階委員会室
- 3 開始時間 10時00分
- 4 終了時間 12時00分

### 5 出席者

児玉教育長、赤松委員、中原委員、濱田委員、岡村委員

その他の出席者

江藤教育部長、大田教育総務課長、深江学校教育課長、森重スポーツ振興課長、新村生涯学習課長、  
武田美術館長、園田高城地域振興課長

### 6 会議録署名委員

濱田委員、岡村委員

### 7 開 会

◎児玉教育長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和3年7月定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。本日の委員会の終了時間は、正午を予定しているところでございます。皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、市民憲章朗読をよろしくお願ひいたします。

### 8 会議録署名委員の指名

◎児玉教育長

それでは、前会議録の承認につきまして、皆様のお手元に令和3年5月及び6月の定例教育委員会の会議録をお配りしております。本委員会終了後、各委員に署名をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議録の署名委員は、都城市教育委員会会議等に関する規則第15条の規定により、濱田委員、岡村委員にお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

### 9 教育長報告

◎児玉教育長

それでは早速、教育長報告に入らせていただきます。事前にお配りしておきました教育長報告のレジュメをご覧になっていただきたいと思っております。報道等からでございますが、コロナが随分この地域では下火になりまして、活動が盛んになってきたところでございます。しかしながら、首都圏はなかなか大変な状況だというふうにもお聞きしております。

報道等から、まず、五十市小学校の「児童が交通ルールを学ぶ」という形で、交通安全教室を開いたところでございます。交通ルールもそうなのですが、交通違反の危険箇所、特に、今回、千葉県におきまして児童5人の死傷事故が起きてしまいました。ガードレールのない白線だけの道を登下校している状況等がありました。これにつきましては、現在のところ、国や県からの調査依頼はきていないところでございます。ですが、色々なことを鑑みますと、どちらにしても何らかの調査は必要になってくるだろうと思っております。ですので、国や県からの調査にかかわらず、本市では通学路の交通安全プログラム

というのがありまして、これが平成26年に策定されたものですが、これに基づきまして道路関係者と教育委員会と学校、それと、警察等の関係者による合同の通学路点検を実施する予定にしてありました。点検の予定日が8月2日から6日までの5日間と8月17日から19日までの3日間、都合8日間のあいだに点検をやっていただくということになっておりましたので、国・県からの要望があった場合には、その検査項目、調査項目の中にそれらの報告を入れていくという形を取りたいと考えております。

続きまして、梅北小学校ですが、毎年、アオバヅクが飛来しているということでございました。

高崎麓小学校「児童21人の泥だらけの田植え体験」では、先生方も全員入っていただいているようでございまして、やった後に腰が痛いとかいうようなこともあるらしいです。

それから、妻ヶ丘中学校の「オンラインで初の生徒総会」。これは3年生だけは体育館に入りまして、1、2年生がそれぞれの教室でリモートにて生徒総会やったというような、密にならない対策をとったということでございまして、ほかの中学校もかなりの中学校がオンラインでの生徒総会を今年はやっていただいております。

五十市中学校、「タブレットを使い、自分の意見共有」というような新聞記事も出ておりましたし、乙房小学校の「きりしま支援学校との遠隔交流」というのもございました。もともと、乙房小学校は、きりしま支援学校は近くにございますので、人的な交流をずっとやっていたのですが、コロナ禍でなかなかできないということで、オンラインでやったということでございました。

それから、笛水小中学校、ここが田植えが終わったということでございます。また、夏尾小中学校は、「小中学生ら30人、夏尾地区を清掃」というのがありますが、今年初めてこの催しを行ったところでございます。30人と書いてありますけれども、小学生20人、中学生11人のクリーン大作成みたいな形で、10グループに分かれて清掃していただいたということでした。特に、看板の清掃等が新聞の写真等に出ておりました。

また、江平小学校ですが、「戦争の話を聞き、平和を考える」というので、藤田悦子さんという祝吉にお住まいの方なのですが、語り部の方に来ていただいたということでございます。

続いて、これは少し残念な話だったのですが、山之口給食センターの水に異物混入がありまして、今現在、山之口給食センターは稼働していない状況でございます。これにつきましては、経緯を申し上げますと、発端は6月4日、金曜日に、山之口学校給食センターの調理室の水に異物が混入していたことが分かりまして、給食を停止しました。状況確認のため、保健所等と聞き取り調査も色々行った結果、やはり、異物をしっかりと特定すべきということで、6月5日と6月11日時点の検体を持って行って調べてもらったところ、6月14日に大体分かりまして、異物は鉄及び銅の酸化物とケイ素の結晶であるということが分かりました。その後、それらのものが取り除かれれば、給食再開なのですが、やはり、再開するには、水質検査を行いたいと。水質検査も詳しい水質検査、51項目にわたるものなのだそうです。検査費用も50万円ぐらいかかるのですけれども、その水質検査を行ってもらっております。結果の判明まで約3週間ぐらいかかるということでありまして、今週末ぐらいに結果が出るということで、当然結果が出るまでは、山之口は閉じております。今、横市にある都城学校給食センターから全てを配送している状況でございます。ですがあまりそういう負担もかけたくはないので、検査結果が出しだい、その内容を基にして再開をしたいというふうに思っているところでございます。安心・安全な給食を提供するというところでございますので、そこのところはしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

続いて、美術館、御池の龍、九頭龍という九の頭を持つ龍の伝説でございますけれども、非常に迫力のあるものが、今、美術館前に設置されております。頭はそれぞれの人が作ったので、それぞれに特徴があるのだそうです。作風が違うそうでございまして、なかなか面白い取組だと思っております。

それから、7月10日からの木梨憲武展につきましては、新聞やテレビ等でのPRが今、盛んに行われて

いるところでございます。

文化財課でございますけれども、歴史を残る相原第一遺跡が発見されまして、約11,000年前、縄文の早期の集落跡が見つかったということでございました。

続きまして、学校のホームページからということで、ご説明させていただきます。GIGA スクール構想の実現に向けてということで、各学校どんなことをやっているのかというのをホームページからひも解いてみました。なかなか各学校頑張っていておまして、嬉しく思っているところでございます。

まず初めの、山之口小学校、これは6年生なのですが、自然や環境を大切にするためにということで、私たちに出来ることということで情報収集をしたり、まとめに使ったりしているところもでございます。これは、私が思っているステップ0ではなくステップ1の段階に入っていると思います。写真等で見ていただいても分かりますように、一人一台端末と教科書、ノート、筆記用具、そういうものが混在するというのが、授業で使っている姿だと思っています。こういう姿が出てきているということでございます。

その下にまいります。高城小学校、低学年ですが、観察カメラ記録ということで、2年生ですか、一生懸命自分の育てている植物を写真で撮っているところなのですが、後日談なのですが、近くに寄って撮れば大きく映るし、引いて撮れば小さく映るので、定点で撮るという技術を身につけないといけなかったというような、そういう後日談もあります。

明和小学校でございますが、楽譜を端末に読み込みまして、ここに気を付けようという所に朱書きを入れて書き込みをしておまして、そしてその書き込みは、スタディー・ログとして残っていく。それを見て、また先生方、本人も含めて評価をしていくということでございました。

乙房小学校です。乙房小学校は、使い方学習ということで、今、一生懸命ローマ字入力の練習をしているところでございます。

その下の段でございます。山田地区でございますが、山田でございますから、YD 学習で、学校を越えて学ぶということで、写真は木之川内小学校側から撮った写真です。大型のディスプレイの中に映っている先生は、中霧島小の先生です。そしてその横に、ちょっと見えにくいのですが、いくつかの画面が出ていますが、その画面の中の一つが山田小学校の学校です。つまり、これまで一緒に合同学習というのを進めてきたわけなのですが、それもリモートでやっていただいているという状況でございます。

続いて、1ページの最後ですが、夏尾小学校、上級生が下級生に使い方を教えているという、なかなか微笑ましい場面でございますけれども、こういうようなことをやっていただいているところでございます。

2ページ目に移ります。

有水小学校でございますが、音楽でプログラミングということで、スクラッチというプログラミングをするための教材がございます。これは無料でございます。その教材、スクラッチというものを使って、「かっこう」を演奏しようということで、繰り返しの音符がいっぱい出てくるこの「かっこう」をスクラッチで演奏してみようと、一生懸命頑張ってくれています。

その下の段でございます。麓小学校です。これは、鍵盤があるタブレット、鍵盤が出てきますので、音を出すことが可能です。また、器具によっては録音できますので、自分の評価にもつながっていくということでございます。

その横の写真でございます。菓子野小学校、参観日で親子 PC 体験ということで、一人一台になったということを保護者に知らせる意味では、大変にいい取組ではないかと思っています。

南小学校、タブレットを活用した体育でございます。さすがモデル校で2年間、先に頑張っていた学校でありますので、子どもたちの使い方の慣れが、この写真にもよく表れていると思います。と申しますのは、真横から撮る写真、それから斜め45度から撮った写真、真正面から撮った写真と3パターン作っています。こういうような写し方をすれば、自分の演技のどこがいいのか、悪いのかがしっかりと見えていく

という、そういうところまでできていると思います。

それから、上長飯小学校、これはダンスを録画して、動きを確認しているところでございます。

一番下の山之口中学校なのですが、これはホームページからでなく、実際の学校訪問で指導主事が映してきたものでございます。今年最初の支援訪問であったにもかかわらず、全ての授業で端末を使う授業を行っていたということでもございました。確か、濱田委員に行っていたいただいたようではございますけれども、いかがだったでしょうか。

○濱田委員

どの授業でもタブレットを持ち込んで、しかも、単に形だけじゃなく取組も核心に迫る良い使い方をしていたと思います。

◎児玉教育長

ありがとうございます。

山之口中学校は、4月末に端末が届いたのです。ということは、5月はGWが来ますので、本格的にスタートだったのはGW明けで、6月9日に学校訪問だったので、ほぼ1か月くらいしかなかった状況で、そういう中でそこまで使いこなせるようになったのはどうしてだというので、先日行われました校長会で、「どうしてこんなに使えるようになったのか」というのを、校長先生にお聞きしましたら、3つのお答えをされました。「流れに乗れた」というお話でもございました。端末が届きます、学校訪問がやってきます、その間で全員使ってみましょうというような流れに乗れたということでもございました。その流れの一つとして、ステップ0として、健康観察カードの記入、それから、使い方の約束事の見直しを頻繁にしたということでもございます。どういうことかと言いますと、まず、朝来たときに、保管庫から取り出して、授業が終わったら保管庫に直していたのです。端末をしまっていたのです。それをすると、ものすごく手間がかかるということが分かったので、午前中の授業はそのまま子どもたちに持たせるということになったそうです。そういうような取組でもございました。

それから、2つ目ですが、組織づくりについておっしゃっていらっしゃいました。教務を中心に、学校訪問へ向けて、モデル的な授業を1つ必ずやりましょうということで、チームを作っていたいただいたそうです。その結果、先ほど濱田委員がおっしゃったように、非常に優れた、効果的な使い方ができたというふうに指導主事も評価をしておりました。

3つ目でございます。3つ目は職員の意識づけだったそうでございます。変化に対応していくのだということを校長先生が言って、それに対応していただいたということでもございます。このようなことで、1か月足らずで非常に良い使い方をしている学校も増えてきたということでもございました。

続きまして、3ページでございます。6月の議会が行われまして、6月の議会は大変沢山の方々に質問をいただいたわけでもございます。教育長の2期目の抱負と取組についてという形で議員から質問されました。私としては、人間力というのをキーワードにしながらやっていきたいとお答えしたところでございます。また、課題もありまして、コロナ禍において十分活動できていない生涯学習や社会教育もございまして、学校に目を向けてみますと、GIGA スクール構想の実現で、学力向上、学校にいけない子どもたちへの対応、職員の働き方改革なども課題が山積していると、これに真正面から考えていきたいと頑張っております。今、盛んに言われている「誰一人取り残すことのない学びの実現」を目指すということも思っております。そういうようなことで、あとは、お読みになっていただきたいと思います。

イでございます。

生理の貧困についての質問がありました。質問の意図は、学校のトイレ個室に生理用品を常備してほしいということでもございました。現在のところ、生理用品を女子トイレ個室に常備している小中学校は2校でございます。1校が乙房小学校、もう1校が笛水小中学校でもございました。もともと生理用品につきまし

ては、市の予算によって消耗品として購入しておりますので、返却は求めていません。ですので、必要な子にはいきわたるようにしたいのですけれども、いつでも気兼ねなく相談できる場所としての保健室の在り方も必要だと思っております。そのようにお答えはしたのですが、実はこれも校長会のときに、乙房小学校の上淵校長先生に生理用品を置くようになった経緯についてお話を聞かせていただきました。上淵校長先生は、もともと養護教諭の先生だった方でございます、養護教諭部会の部長もされております。そこでお答えになったのは、職員と子どもが共有しているトイレがあるのです。そのトイレの入り口に常備しているということでございます。今後、養護教諭部会につきましても、生理の貧困問題については考えていきたいとおっしゃっておいりましたので、それについては、校長会を含め、教育委員会としてもバックアップしていきたいというお話をしたところでございます。色々な学校の事情はあるかもしれませんが、養護教諭部会として常備をしたいということがあれば、考えていかなければならないと思います。ただ常備をするだけではないかと思っておりますので、また、考えていきたいと思っております。

それから、タブレット、ノートパソコンの導入の課題につきましても、健康面の心配があるということで、それについて十分に配慮しながら、使わせていただきますというお答えをしております。先生方の研修も順次、進んできているところでございます。この前、新聞にも出ていたようでございますけれども、色々な使い方が参考になったという経験もあったようです。

続いてでございます。障害者差別解消法制定後の市の特別支援教育の変化についてというご質問でございました。もちろん、障害者差別解消法は重いというものでございまして、これは色々な立場、学校に限らず、色々なところでそういうことの配慮、合理的な配慮をしなければならないという義務化をされたわけでございます。そういう中で、特別支援教育支援員の数は今49名、私が最初に都城市にきた頃はまだ20名台だったと思います。対応するために増員をしているところでございますけれども、これにつきましても、特別支援学級や通級指導教室の新設が増えております。そういうところは、県の予算でやっておりますところなのですけれども、そういうふうな配慮をしているところです。

続いて、オでございます。小中学校における諸問題について、新型コロナウイルス感染症対策の中で、特に、部活動の緩和措置、結局、どこかで発生すると、また赤圏域になると、部活動は中止してまいりました。それはいかなるものですかというようなご質問の意図でございます。今後につきましては、3つ目にありますように、今後の中学校の部活動については、原則、本圏域の県立学校と同様にすることとさせていただきます。では県立学校はどのようなことを踏まえてやっているかと言いますと、その下の段でございます。現在の県教委の数値では、赤圏域の対象となった地域にある学校においては、1週間の部活動停止となり、それ以降については、感染対策を講じた上で、活動可能としております。もちろん、学校内でのクラスターがないとか、そういう状況もあるとは思っておりますけれども、今のところはこれにならなくてやっていきたいと考えております。

続いて、諸問題として、ランドセルの重さ、通学カバンの重さについてでございます。

この質問をされた議員が、自分のお子さんの重量を測ってみると、ある時は10キロを超えていたそうです。その問題は確かにあると思っております。教科書を選ぶ際にも重量というものは考えていただいているところでございます。私どもは校長会に向かって、学校での行き帰り重そうだと、実際に測って実態の数値で知っておいてくださいというお願いをしました。具体的に数値で知っておくことによって、例えば、中学校あたりは各教科で今日の宿題とかなってしまうと、教科書を詰め込まないといけない、資料を詰め込まないといけないという状況になってしまいます。それが重なってくると、当然、重たくなってくる。議員がおっしゃるには、これを担いで自転車に乗っている子がふらついていて、本当に危なかった。小学校1年生でふらつきながら歩いているとかいうようなお話がありましたので、今後考えていきたいと思っております。

続いて、その下でございますが、35人学級における教室不足につきましては、教育総務課にあたっただけいただきました。試算しましたところ9校21教室が増えることとなります。この増えた分につきましては、その下の段にありますように、普通教室の増の対策としましては、まず、使用頻度の少ない特別教室などがある場合には、普通教室に転用して使用させていただいております。実際にコンピュータールーム、パソコンルーム等も教室になっているところもあります。また、特別教室などの面積に広い教室を間仕切って、小規模の教室として使用する。それでも不足する場合には、仮設校舎の設置も検討する必要があるとお答えしております。

続きまして、学校制服のLGBT対応についてでございます。スカートかスラックスかということで、選択できる学校がまだ2校しかないということでありました。また、相談したら対応しますというのが3校、合計5校しかないということで、まだまだ少ないのではないかとございまして、これにつきましては、実際に学校に動きがありまして、子どもたちが生徒会等をやりながら、校則の見直しをやってきているところが多数でございます。今年度内にいわゆるブラック校則というものをなくしていこうという意気込みでございました。しかしながら、その中でも、制服のことについて話し合っているところがございまして、今どういふふうな状況になっているかと言いますと、まずはスラックスをはくということについてなのですけれども、まず、令和2年度に許可をした、自由に選択してもいいというふうになった姫城中学校でございます。これは、生徒から相談があって、女子のスラックス導入を行ったということでございますが、今、姫城中と妻ヶ丘中において、制服選択制がとられております。各校3名から4名の女子生徒がスラックスを選択している状況です。今、それぞれの校長先生にお伺いしましたところ、もう今年度中には全て選択制にするということを書いていらっしゃると思います。これはもう揺るぎないと思っています。ただ、女子生徒のスラックス選択がLGBTのカミングアウトと誤解される可能性があるために、防寒とか、動きやすさとかいう点で、このような措置を入れたいと思っております。現在、生徒会やPTA及び学校運営協議会で制服選択制を検討中であり、遅くとも令和4年4月までには、本市内の全ての中学校でスカートかスラックスの選択可能ということになります。

この多くの中学校の制服を取り扱っているメーカーや衣料品店に確認をしたところ、現在、メーカーと連携しながら、スカートと同額程度の値段でスラックスも購入できるように進めているようでございます。このスラックスにつきましては、一応、A型、B型という二つのシルエットを作るという形で、金額もそれに合わせた同等の金額でお願いするというようなことができるようになってきているらしいです。ですので、そのような形で、来年度からは全ての学校が選択制になるということでございました。

最後に、ヤングケアラーでございますけれども、私も学校にいた時分には、よく家事をするお子さんがいらっしゃるって、そういう日記が毎日するというようなこともありました。その部分では、家事をよくしている偉い子ね、本当にあなたは偉いねという話をしていたのですが、それでは済まない状況になって、その子の子どもとしての人権は奪われているというようなことも、昨今のこういうところでもあります。校長会でお願いしたのは、そういうお子さんがいた場合には、話を丁寧に聞くことをまずお願いしたいと言いました。もちろん、話しやすい環境を含めて、整えていただきたいというのもあるのですが、なぜそういうことを言ったかと言いますと、話を十分に聞かないうちに先生が助言すると、価値観の押し付けになってその子はもう口を閉ざしてしまうということでございます。ですから、先生が、例えば、なかなか部活動に出てこなくなったとか、宿題が提出されないとかいうことにつきまして、頭ごなしではなく、何か事情があると想像するだけで、接し方が変わってくると。それによって、子どもが救われるという話も校長会でしてきました。

また、学校訪問等でこのような依頼があったときはよろしくお願ひしたいと思います。

時間が随分、過ぎてしまいましたが、盛りだくさんだったので、以上のところで何か御質問等

ありましたら、お伺いします。

○濱田委員

LGBT のところで、スカート、スラックス選択制で、女性の体だけど自分は男性だと思っている子はスラックスですが、逆もあるわけで、この場合も学校で許可できるということですか。

◎児玉教育長

実は、全国的に見ますと、男の子が女子の制服を着ているお子さんも中にはいらっしゃいます。そういう相談には応じようと思っているわけなのですが、先ほど言いましたように、女子がスカートからスラックスにするということは、防寒上とか、色々な理由づけできるのですが、その逆は、それはほぼカミングアウトに近いものになってしまうので、それは十分に話を聞いて、本人の意向も聞いてやらなければならないと思っています。校長会でもこのように申しました。スラックス、スカート選択制がこれで一段落したら、次来るのはブレザーですよ。恰好が悪いのでブレザーを着せてくださいという話になるわけです。ただしブレザーはやはり高いのです。1着上着だと2万円ぐらいするのです。そういうところも踏まえた上で、色々とまた考えないといけない。最終型は、今、濱田委員がおっしゃっていただいたように、男の子が女子の恰好をしたいと言ってくるのが最終型では考えられると。そこも頭の中に置いて進めなければならないとお話しをしたところです。

○濱田委員

これに関連して、トイレの問題も出てくると思います。これから対応していくのですが。

◎児玉教育長

はい。ほかにはございませんでしょうか。

では、続きまして、生徒指導状況の報告を行わせていただきます。

まず、非行等の問題行動でございますが、これは中学校1件でございます。これは生徒間暴力で、けんかになってしまったということでございます。非行問題という形ではあるのですが、上級生と下級生の関係がありましたので、このような形で出しております。

続きまして、不登校でございます。

不登校はいよいよもって中学校の不登校の数の多さに大変な危機感を覚えております。4月にお話ししましたように、小学校からの影響が随分とございます。小学6年生の10人の子どもたちがそのまま継続で中1に上がってしまい学校に行けない状況のままというようなお話ししたところでございましたが、5月になっての新規の31人がございます。各学校はほぼほぼ増えているというような状況でございます。どこかの学校が突出して増えているわけではございませんが、詳細を申し上げますと、4人増えたところが祝吉中、連休明け3人増えているところが6校ございます。小松原、五十市、志和池、庄内、西、中郷でございます。どの学校も少し増えたというようなものが集まって、新規31人という数になってしまったというような状況でございます。連休明けという一つの境目がうまく乗り切れなかったかなと思っております。校長会でもこれにつきましてお話ししたところでございます。危機感を覚えております。まずは、魅力的な学校にしていくことと新規になる子をなるべく減らすという、そういう取組を行っていただきたいと思っています。

また、今日は午後から学校に行けない子どもたちへの取組について、総合教育会議でもお話をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

交通事故につきましては、小学校2件でございます。小学校の1件目は、お姉さんが運転している車に同乗し、お姉さんが事故を起こしてしまったということでございます。お姉さんがまだ重体でございます。まだ一般病棟に移れない状況でございます。5月11日の事故だったのですが、5月30日よりこの子は小学校に松葉づえで登校を再開しておりますが、お姉さんがそういう状況なので、あまり元気はないと

いうことでもございました。

続きまして、もう1件ございますけれども、これも母の車に乗っていた時に接触事故を起こしているものでございます。姉妹で乗っていたのですが、妹のほうは異常なしなのですが、姉のほうは首が痛いという状況が続いているということでもございます。

続いて、いじめに関する報告です。

いじめ小学校151件、中学校13件という形になりました。この報告のあった事案の中で、特に、小学校6年生で、保護者の連絡により5月中に発覚をしまして、過年度から仲間はずしがあって、今年度鉛筆を折られたり、靴を水たまりに落とされたりする等のいじめがあったということでもございます。同じ学年の子からのいじめでございまして、いじめていると特定をされた加害児童は6名、被害児童が1名でございます。6月15日現在、いじめ観察は継続中ではございまして、昼休み等は仲の良い友達とこの子は過ごしております。小さなトラブルがあるのでございますけれども、本人もかっとなりやすい性格だそうでもございまして、学校での見守りをしているところでございます。

続きまして、同じく小学校でございまして。これは4年生の事案でございまして、5月中に担任が加害者の行為を見つけて発覚、先生が見つけたということでもございます。全体的に被害児童への注意が、ほかの子どもたちからの注意がきつくと、本児の発言も男の子たちが目配せをしているというような状況を見つけて、担任がそのことについて、管理職に相談をしたということでもございます。3年生ぐらいから、今4年生なんですけれども、3年生ぐらいから同様の行為が続いていたということで、5月中には加害児童を集めて、指導を行っております。その指導の中で、4人加害児童がいたのですけれども、全員いじめ行為を認めております。それ以降は、今のところ、そういうことは見られていないのですが、要注意だと思っております。あとは、あだ名で呼ばれるなどとかというような報告事案も上がってきているところでございます。

続いて、不審者、声かけ事案にまいります。

中学校で2件、お話があったのですけれども、これは4月中にも報告をしまして防犯メールでお知らせがあった部分でございまして。不審者の逮捕情報が保護者からあったということでもございます。

もう1件は、中学校2年生、男子生徒が被害を受けたのですが、下校時にクラクションを鳴らされた。必要以上にクラクションが鳴らされています。実害はないのですけれども、警察への連絡済みでございます。

続きまして、虐待事案でございまして。小学校2件でございまして、1件は、姉弟間なのですが、お姉さんがいまして、お姉さんが弟から暴力被害を受けております。普通の姉弟けんかじゃないのかというふうにも思うかもしれませんが、実は、養護教諭が体の傷を見つけて、そして発覚したような状況でございまして。この弟さんがかなり激しいようでもございます。児相にも相談をして、色々言うのですけれども、この小学校3年の弟さんを児相が見た時に、これはちょっと手がつけられないということで1日保護したそうです。というような状況の中で、今後ですけれども、入院や施設入所などの次の段階に行くのではないかと、警察との連携も必要ではないかということで、今、警察との連携をして見守り中でございます。

続きましてですが、これは母親からの暴言でございまして、発覚の要因としましては、毎月やっておりますアンケートで、学校が楽しくないとこの子から回答がきたのだそうで、学担が話を聞くと、家にもう帰りたくないという話になりまして、そこから家の状況が分かったということでもございます。家では、ランドセルを投げられたり、死ぬと言われてたりする。そこで、当校の校長がこども課に連絡をし、こども課が児相に通告をしております。聞き取りをした内容でございまして、本児からの聞き取りがあった後に、母親には内緒で、おばあさんも一緒に住んでいるので、おばあちゃんにも聞き取りを行ったということでもございました。その中で、子どもの体罰はないという事実を確認したということでもございました。

翌日に、母親を児相に呼んだのですけれども断られましたので、児相が家庭訪問をいたしました。母親は体罰暴言を認めております。でも、現在はしていないということで、虐待防止の指導を行ったということで、今のところ、状況としてそういう形になっています。

以上でございますが、このことにつきましては、何か御質問等がありませんか。  
随分と時間が過ぎてしまいましたので、先に進めさせていただきたいと思います。

## 10 議 事

### 【報告第50号】

◎児玉教育長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の付議事件は、報告14件、議案5件でございます。

それでは、報告第50号を高城地域振興課長からご説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

●園田高城地域振興課長

高城総合支所の地域振興課の園田です。よろしくお願ひします。

それでは、お手元の資料105ページからご覧ください。

報告第50号 都城市高城郷土資料館企画展「お城で灯籠まつり」開催要項の制定について、ご説明申し上げます。

灯籠は、夏の風物詩として、例年各地の六月灯や夏祭りで飾られていますが、昨年、今年とコロナ禍で各地の六月灯が中止となったため、地域の方々にお祭りの雰囲気少しでも味わってもらおうと、高城郷土資料館において、灯籠の展示を企画するものです。灯籠は木製で、木枠は以前、高城盆おどりで使用していたものを使います。これに幼稚園児、保育園児が描いた絵や文字などの紙を貼りつけて、作品を作ってもらいます。今回は木枠90個を準備し、高城管内の幼稚園・保育園、認定こども園の園児に作品を募集します。ただいま郷土資料館では、8月末まで国文祭関連の3館周年記念事業と特別展「髪長媛と都城古墳文化」を開催中で、通常企画展で使用している2階の展示室が使えないため、今回の企画展は1階特別展示スペースと3階の展望室を使って実施する予定です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第50号につきまして、質問等ありましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

それでは、報告第50号を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

●園田高城地域振興課長

どうもありがとうございました

### 【報告第49号、議案第18号】

◎児玉教育長

それでは、報告第49号及び議案第18号を美術館長からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

●武田美術館長

美術館でございます。よろしく申し上げます。

それでは、まず、101ページの報告第49号 令和3年度開館40周年記念特別展の開催要項の制定について、ご説明させていただきます。

別紙103ページをご覧ください。

特別展の名称は「日本美術の源流 雪舟 狩野派から近代美術」でございます。

会期は、10月30日、土曜日から12月5日、日曜日まででございます。

趣旨でございますが、本館はご存じのように昭和56年11月に県内で初めての公立美術館として誕生し、今年で開館40周年を迎えます。それを記念して、日本美術の流れを地域の歴史とともに振り返る特別展を開催するものでございます。展示は3章構成にする予定としております。

まず、都城の中世絵画は雪舟に始まるとされておりますので、第1章では、雪舟の作品とともにその流れをくむ絵画作品を紹介します。次に、第2章では、全国に勢力を築いた狩野派の隆盛と衰退を軸に、近世の絵画を紹介します。狩野探幽や狩野常信の作品とともに、薩摩の絵師 木村探元や都城の絵師である白谷ト斎や永井慶竺などの作品を展示します。また、江戸時代の後期以降に、薩摩や日向に影響を与えました円山・四条派の作品もあわせて展示をいたします。

最後に、第3章では、薩摩出身の洋画家 黒田清輝、日本画家の山内多門や横山大観などの作品を展示し、西洋美術の流入によって様々な方向づけられた近代の美術を紹介します。

本展覧会の主な出品作品は、次の6にあるとおりで、約80点を、南九州をはじめ、全国からお借りして、展示をいたします。この展覧会を通じて、日本美術の魅力を発見し、都城や宮崎の歴史との結びつきを身近に感じていただく機会になればと考えております。

次に、104ページをご覧ください。主催等についてですが、秋の特別展につきましては、MRT宮崎放送と実行委員会を組織して、進めております。また、特別協賛として、霧島酒造、協賛として、南日本酪農協同組合のご承諾をいただいております。8の観覧料につきましては、後ほど、議案第18号で説明をさせていただきます。関連事業としましては、11月3日に講演会、11月14日にワークショップを予定しておりますが、こちらは講師など交渉中で、まだ詳細については未定でございます。

最後ですが、30日が29日の誤りでございます。申し訳ございません、訂正をお願いいたします。

それでは、その他でございますが、10月29日、金曜日、15時から開会式及び内覧会を予定しております。委員の皆様にも案内状を送らせていただきます。毎回のことで申し訳ないのですけれども、予算の都合でいつも旅費がございませんが、よろしければご参加いただければ幸いです。

次に、137ページ、議案第18号 特別展の観覧料についてでございます。

139ページの別紙をご覧ください。

一般の当日券が1,000円、高校・大学生が600円、会期中に何回でも見られるフリーパス券が1,300円でございます。次に、割引についてですが、前売券、20名以上の団体、65歳以上の高齢者、教育委員会に属する関連施設、具体的には、島津邸、歴史資料館、高城郷土資料館の入場半券を持参された方、また、平成29年度から契約しておりますJAF、及び平成30年1月から契約しております教職員互助会の会員証を提示された方は、200円引きにしております。

7と8にございますように、特別展実行委員会で作成しますチラシの角に割引券をつけます。こちらとミュージアム周遊パスを提示された方については、100円引きにしたいと考えております。次に、中学生以下、文化の日、障害者手帳保持者及び介護者、それから家庭の日、具体的には11月21日になりますけれども、この日は高校生以下同伴の家族については、無料といたします。なお、障害者手帳保持者につきましては、障害者手帳の提示をお願いしておりますが、それに加えて、スマートフォンアプリの障害者手帳アプリを手帳提示の代替としたいと考えております。

次に、その他といたしまして、都城市立美術館友の会会員の方については、当日、観覧料を半額にしたと考えております。この友の会は、会員が約 200 名弱でございますが、美術館の屋外に展示しております銅像や館内の展示品、壁の清掃など、ボランティア活用を行っていただいております。大変お世話になっている団体でございます。

最後に、この展覧会につきましては、自治総合センターの「地域芸術環境づくり助成事業」として 500 万円、また、文化庁の「地域ゆかりの文化資産を活用した展覧会支援事業」として 1,219 万円の補助金の交付決定を受けているところです。

以上、よろしく願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第 49 号及び議案第 18 号につきまして、何かご質問等あれば、よろしく願います。

○赤松委員

質問ではないのですが、今回の特別展「日本美術の源流派 雪舟 狩野から近代美術」についてはものすごく楽しみにしています。

●武田美術館長

おそらく、これだけの作品が一堂に会して観れるというのは、あまりないことだと思います。ぜひ、楽しみにしていただければと思います。

◎児玉教育長

ほかにはございませんか。

それでは、報告第 49 号及び議案第 18 号を承認いたします。

よろしく願いいたします。

●武田美術館長

ありがとうございました。

#### 【報告第 44 号、報告第 45 号、報告第 46 号、報告第 47 号、報告第 48 号】

◎児玉教育長

それでは、続きまして、報告第 44 号、45 号、46 号、47 号及び第 48 号を生涯学習課長からご説明いただきます。よろしく願いいたします

●新村生涯学習課長

生涯学習課でございます。

生涯学習課は 5 件報告がございますので、順次、説明してまいります。

まず、報告第 44 号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

資料の後ろのほうに、社会教育関係法令を付けております。そちらをご覧ください。社会教育委員につきましては、社会教育法第 10 条並びに都城市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条の規定により、そして、公民館運営審議会委員につきましては、同法の第 30 条並びに都城市公民館条例第 7 条の規定により、それぞれ委嘱しております。いずれの委員につきましても、条例では、学校教育及び社会教育の関係者、そして、家庭教育の向上に資する者、そして、学識経験のある者から委嘱するものと定義づけしております。

現在の都城市社会教育委員及び都城市公民館運営審議会委員につきましては、令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの任期で委嘱するところでございます。

現在、委嘱している委員のうち、資料のほうは2ページにありますので、ご覧ください。現在、委嘱している委員のうち、都城市小学校長会、そして、都城工業高等専門学校から推薦をいただいていた委員の方がお二人とも退職されたということで、都城市小学校長会からは明和小学校校長先生のミツゾノマユミ様、そして、都城工業高等専門学校からはシライワヒロユキ様を新たに推薦されております。なお、新任の方の任期につきましては、前任者の残任期間となります。

続きまして、報告第45号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市人権啓発推進協議会副会長及び幹事の委嘱及び任命について、ご説明いたします。

資料の一番後ろのほうに、都城市人権啓発推進協議会設置要項が付いておりますので、ご覧ください。

設置要項第4条及び第7条の規定に基づき、委嘱または任命しております。会長は設置要項第3条第1項に規定する別表1のとおり、事業担当副市長があてられております。同様に副会長及び幹事につきましても、設置要項の別表第1及び別表2に規定された役所の方を教育委員会がそれぞれ委嘱または任命するものでございます。

資料の3ページ目に、今回委嘱または任命をお願いしました方々を掲載しております。

まず、会長及び副会長は、全員再任となっております。次に、幹事15名のうち、新任が10名、再任が5名となっております。なお、任期につきましては、令和3年6月9日から令和4年3月31日までとなっております。

最後に、毎年7月に都城市人権啓発推進協議会全体会というのを開催しているのですが、その中で全体会と講演会を毎年行っているところですが、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっております。ただ、今年、講演会に代わりまして、こういう年だからこそということで、県の聴覚障害者協会の理事長からの寄稿という形で、載せてもらうようにということで、担当のほうはそういう企画をしまして、提案して、先日、理事長のほうに挨拶に行ったところでした。理事長のほうもなかなか通常であれば講演できないけれども、こういうときだからこそ、私たちがどうしているのかということの機会を与えてもらって、大変有難いということで、寄稿をいただいたところでございました。

続きまして、報告第46号 令和3年度都城市人権啓発標語募集要項の制定について、ご説明いたします。

2ページをご覧ください。

8月の人権啓発強調月間を実施する人権啓発事業として、今年度も要項を定め、募集するものでございます。事業の目的は、人権に関する標語の作成をすることで、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるとともに、豊かな人権意識を身につけて、優秀作品を人権啓発資料として活用することにおいて、市民の人権意識の高揚を図るものでございます。募集資格は、小中学生の部は都城市内の小中学生、一般の部は都城市内に居住、勤務または通学している方となっております。応募数は、1人につき何点でも応募可となっております。申込締切日につきましては、令和3年9月3日で、表彰は、小学生の部、中学生の部、一般の部、それぞれ入賞者を選定し、令和3年12月に開催予定の都城市人権啓発推進大会において、受賞者の表彰となります。

7月中旬をめぐりに各小中学校に依頼文書と募集チラシを配布するとともに、市の広報8月1日号に人権啓発標語の募集について掲載いたします。また、昨年度から一般からの応募を増やすために、都城市人権啓発推進協議会会員である団体と企業等にも募集チラシを配布する予定にしております。その成果もありまして、一般の部の応募が増えてきているところです。過去の実績を見ると、平成30年度が17点だったのでございますが、令和元年度は129点、令和2年度は171点ということで、件数が一般の方がなかなか少なかったものですので、件数が増えているということは非常にありがたいと思っておりますのでございます。

昨年度、小学校からが2,253点、中学校からが2,787点、一般からが171点ということで、合計5,211点の作品募集がございました。最優秀賞が各部門で3点、優秀賞は小中学校各学年1名、一般が1名で合計13点を選考いたしました。受賞作品につきましては、本年12月に開催予定の都城市人権啓発推進大会で表彰するほか、各戸配布予定の人権啓発特集号というA3チラシを作るのですけれども、それを作成し、配布しているところでございます。また、入賞作品につきましては、それを短冊にしまして、小中学校にそれぞれお配りするほか、各地区公民館も掲示しております。

続きまして、報告第47号 令和3年度第26回都城市小学生読書感想文コンクール募集要項の制定について、ご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

児童が本に親しみ、読書の楽しさや素晴らしさを体験し、その習慣化を図る読書推進の一環として、今年度も要項を定め、募集するものでございます。応募方法につきましては、各小学校で事前審査の上、学年ごとに2点を限度に選考していただいております。ただし、500人を超える学校につきましては3点までとなっております。昨年度の応募総数は、5,965作品でございました。児童の約63%が参加してくれたこととなります。

なお、昨年度は文言の取り扱いにつきまして、一部事務手続に不備がありまして、令和3年3月の定例教育委員会で報告をさせていただきました。内容はといいますと、昨年度数校において、児童からの応募はありましたけれども、学校で選考して審査数が0点だったということで、応募数は提出されずに、結果的に数校の応募数が0件ということでカウントされておりました。今年度は、学校でまず審査した結果、市に応募する作品がない場合でも、各学校の取組を把握するために、応募表の提出をしてもらうように、今年、改定しております。ですので、決して0件となっちゃうけれども、募集をしなかったわけではないということで、今年は改定をしているところでございます。

また、応募期間は夏休み7月22日から8月25日にあわせて募集する学校、読書週間、毎年10月27日から11月9日までで募集する学校がありますので、9月24日から11月10日までとしているところでございます。

なお、応募の審査につきましては、都城市三股町合同研究会、小学校国語部会、図書部会ですけれども、及び退職校長会、そして、学校教育課並びに生涯学習課等の社会教育指導員で行っております。各賞の受賞につきましては、来年1月中旬に通知し、都城教育の日にあわせて2月に表彰式を開催する予定としておりますが、新型コロナウイルス感染症状況を踏まえながら、会場選定とか、表彰者の報告については、今後検討していきたいと考えております。また、入賞作品の作品集を作成して、入賞者とか、各小学校には配布しております。これが昨年度なのですけれども、こういう形で作っております。配布しているところでございます。それとプラス、市のホームページにも掲載しております。

続きまして、報告第48号 臨時代理した事務の報告及び承認について、都城市青少年健全育成審議会副会長及び幹事の委嘱及び任命について、ご説明いたします。

資料の後ろのほうに、都城市青少年健全育成審議会の設置規定を付けておりますので、ご覧ください。

設置規定第4条及び第7条第二項の規定により委嘱または任命するものでございます。会長は設置規定第3条第1項に規定する別表1のとおり、教育長があてられております。同様に副会長及び幹事につきまして、設置規定の別表1及び別表2に規定された方を教育委員会がそれぞれ委嘱または任命するものでございます。

資料の3ページ、4ページに、今回、委嘱または任命を受けた方々の一覧を掲載しております。まず、副会長3名のうち、新任が2名、再任が1名となっております。次に、幹事21名のうち、新任が15名、再任が6名となっております。なお、任期につきましては、令和4年6月23日までとなっております。

で、新任の方は前任者の残任期間となります。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、報告第44号から48号まで、ご意見や質問等がありましたら、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。

○赤松委員

45号、47号は素晴らしい取組だと毎年思っ、て、お話を聞きしているのですが、気になるのが、令和2年度の応募状況で0の学校が数校ある事です。目的にあるように、標語の作成を通じて、人権を尊重することの大切さについて理解を深める、このことが一番の目的だと思っ、て、結果的に、素晴らしい作品に選ばれることも大切なことかもしれませんが、人権を尊重することの大切さについてある程度時間をかけて子どもがじっくり考、え、て、自分なりの言葉を選ぶ、そのプロセスにおいて、人権というものについて学びを深める、この点が一番、教育的に意義のあることだと思っ、ています。したがって、0の学校がなくなるようにご尽力いただけたらと思っ、ています。読書感想文のほうもこれだけのお取組があるということで、これも素晴らしいことだと思っ、ています。1冊の本を読んで、それに対して考、えをまとめるということの大切さ、その過程において培われる力というのは大きいと思っ、ていますので、大いに進めていただけたらありがたいと思っ、ています。

●新村生涯学習課長

ありがとうございます。

人権につきましては、今0のところは何か所かありますので、ただそこについてはまだ担当のほうから学校のほうにお願ひしたいと考、えております。今の説明でもお話ししましたが、人権に関しましては、今後、子どもたち向けの人権標語を募集していたのですけれども、親子で今一緒に考、えられて、お母様、お父様、家族の方が一緒に人権の標語を出されているということが、ここ去年ぐらいからすごく一気に増えてきて、親子で一緒に考、えているのかなというのがちょっと見受けられ、特に去年ぐらいから顕著になってきましたので、正直、それを先ほど赤松委員に言われたように、そういう過程が大事だと思っ、ておりますので、家族の中でそういう機会に見てもらってももちろんいいのですけれども、そのあたりも推進できたらと思っ、ているところです。

○赤松委員

むしろどこで考、えるのか、家族みんなで考、える、そういうこともすごく大事なことだと思っ、ています。どちらかという、子ども純粋な考、えに親が、ああ、自分が間違っていたなと思っ、うようなことも時にはあるのではないかと思っ、ています。今、おっしゃられたことを大事にされていただけたらと思っ、ています。

◎児玉教育長

ありがとうございました。ほかには。

○岡村委員

ご説明ありがとうございます。

私も同じ人権啓発標語のことについて、本当に一般の方も取組まれて、嬉しく思っ、ているところです。それから学校ですが、夏休みの作品募集は本当にたくさんありま、して、子どもたちの負担も大きくて、どれかを選ん、で、しなさいと、担任が子どもたちに指導をしているのですけれども、これは都城市が取組んでいる事業ですので、これは学校のほうから子どもたちにぜひ取組んでほしいという働きかけもしていただけたらと思っ、ていますので、どうかよろしくお願ひいたします。

もう1点は、字句のことなのですが、80ページ、中学生による人権啓発標語募集の裏側、一般の部なの

ですが、応募要項がありまして、ここは中学生なので、児童というよりは生徒のほうがよろしいかと思えますので、よろしく願いいたします。

●新村生涯学習課長

そうですね、ありがとうございます。

◎児玉教育長

ありがとうございました。そのところは訂正でよろしいですか。

●新村生涯学習課長

改めまして訂正します。

◎児玉教育長

お願いします。ほかにございませんか。

○濱田委員

先ほど、人権啓発標語で0というのがあるのは、残念です。これは生徒が学校には一応出したのだけど、学校側からの申請が0になったということではないのですか。

●新村生涯学習課長

先ほどの、感想文コンクールのほうが、一旦学校のほうで審査をしてもらわないといけないものですので、それで0という取扱いになったということですので、標語のほうはまた別なところですよ。

◎児玉教育長

ほかにございませんか。

○中原委員

ご説明ありがとうございました。私も第46号と47号についてお伺いします。

46号のほうは、本当に子ども達のことを考えて、実践しているのではないかと考えているところですよ。今、行政のほうからもLINEとかで、一般に送られてくるのがありますよね。そういうのも生かしたらどうかなと、一般の方々へのアピール、PR、ホームページというのは、こちらからいかないといけないのですけれども、市役所からのLINEとかだと、ここには、懸賞じゃないですけど、肉とかがあったり、標語ですから、文章ではないので、そこからでも登録できるのではないかと考えて、何らか検討していただけたらいいのではないかなと思いました。

47号の読書感想文についてであります。これは各学校で学年ごとに2名またないし大規模校では3名厳選して、こちらに送ってこられたのを審査するということになりますと、この応募状況、応募数のパーセンテージもそうなのですが、これが全部一律になるという見方でいいのですか。

例えば、明道小学校だと1年生が今回0なのですが、南小学校だと24となっていますけれども、これが2とかいうふうな見立てで、ということですよ。

●新村生涯学習課長

はい。

○中原委員

ありがとうございます。

そういたしますと、例えば、全校児童数でいいますと大王小学校は510人、一番下の笛水などは7名あります。この両校の提出数が、2つ3つでは、かなり学校側の審査の選び方が大変かなと、何かパーセンテージに対して、何とかすると3つじゃなくて、多いところは500人以上は3つまでなのですけれども、何か数学的な根拠じゃないですけど、何名以上で3とか2ではなくて、10名に対してパーセンテージで出すと、あなたの学校は6名までOKですよとかして分けると、アベレージというか、平均的な数値になる、ちょっと計算がぱっと説明できないのですけれども、ニュアンスでご理解いただければと思います。そ

のようにしてははっきりとしたほうが、各学校も出しやすいかなと思います。そうすると、0というのも、提出条件の勘違いだとは思いますが、審査員の方々も審査しやすいのではないかと、全部が全部目を通すのは、非常に大変なことだと伺ったことがあります、ご一考いただければと思います。以上でございます。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第44号、第45号、第46号、第47号及び第48号を承認いたします。よろしくお願いいたします

●新村生涯学習課長

ありがとうございました。

### 【議案第17号】

◎児玉教育長

それでは、議案第17号をスポーツ振興課長からご説明いたします。よろしくお願いいたします

●森重スポーツ振興課長

議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

今回の指定管理者に管理を行わせようとする施設は、都城市妻ヶ丘地区体育館です。妻ヶ丘地区体育館につきましては、都城市上長飯一万城地区体育館の改築整備として、現在、都城東公園に建設中です。供用開始は、令和3年10月を予定しております。指定管理者につきましては、妻ヶ丘地区体育協会が上長飯一万城地区体育館の管理を行っておりますが、新しくできます妻ヶ丘地区体育館の管理についても、引き続き非公募で妻ヶ丘地区体育協会に指定しているところです。

指定期間は、令和3年10月1日から令和8年3月31日です。終わりの設定につきましては、ほかの市内地区体育館の指定管理者の期間に合わせたものです。選定結果及び妻ヶ丘地区体育協会の利用計画等につきましては、資料をご確認ください。

なお、工事の進捗状況ですが、体育館は既に完成し、7月2日に妻ヶ丘地区体育協会の立会いの下、施工業者より施設の引渡しを受けております。現在は、駐車場等の外構工事を行っており、9月17日に完了予定としており、工事のほうは順調に進んでいるところでございます。

今後につきましては、8月の庁議、9月議会で審議をしていただく予定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

それでは、議案第17号につきまして、質問等、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

○岡村委員

一つ、お願いします。資料の33ページに、収支決算書があるのですが、支出の部の旅費交通費という項目の中で、適用が電話代とありますけど。

●森重スポーツ振興課長

通信費ですね、電話代も含まれた形となっております。

○岡村委員

旅費交通費の中に、何か不思議だなと思って。

●森重スポーツ振興課長

この電話代は、旅費交通費。

◎児玉教育長

これは事務費に電話代は入りますよね。

●森重スポーツ振興課長

そうですね。計算からすると交通費のみとなっております、これは、協会のほうの間違いだと思います。すみません。

○岡村委員

不思議だなと思ったもので、ありがとうございます。

◎児玉教育長

また、正しておいてください。お願いします。

ほかにございませんか。

○濱田委員

資料の130ページなのですが、選定結果の記で、該当団体はこの地域にはこの団体しかないということで、公募なしで選定されたのですか。以前もお聞きしたのだと思いますが、チェックの方法というのは、モニタリングということになるのですか。

●森重スポーツ振興課長

市としては、モニタリングを実施しております。

○濱田委員

それは、決まった項目がいくつかあって、それに対してちゃんとやっていますよというものなのでしょうか。

●森重スポーツ振興課長

チェック項目は、ほかの地区も全部統一したものがあまして、これがちゃんとなされているかをチェックを行うところでございます。

○濱田委員

分かりました。ありがとうございます。

◎児玉教育長

ありがとうございます。ほかにございませんでしょうか。

それでは、議案第17号を承認いたします。よろしく願いいたします。

●森重スポーツ振興課長

ありがとうございます。

◎児玉教育長

1時間半が経とうとしていますので、暫時休憩をしたいと思います。

《休憩》

**【報告第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、及び第43号】**

◎児玉教育長

それでは、報告第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、及び第43号を、学校教育課長から説明いただきます。よろしくお願いします。

●深江学校教育課長

よろしくお願いします。

それでは、学校教育課報告事項につきまして、ご説明いたします。

報告第38号「臨時代理した事務の報告と承認について」（都城市小中学校共同学校事務室長及び副室長の指名について）であります。

共同学校事務室は、共同して複数校の事務・業務を効率的かつ効果的に実施することによって事務機能の強化を図り、各学校の管理運営を支援しながら自主・自律的な学校運営を推進するために必要な取組を行うことを目的としております。

令和3年度の共同学校事務室室長及び副室長については、都城市教育委員会で指名することとなっておりますが、県費負担教職員を指名する場合は、県教育委員会の同意を得ることとされております。県教育委員会より、別紙2のとおり同意の通知を受けましたので、ご報告するものです。

なお、昨年度からの室長の変更につきましては、西小学校の園木雅子事務主査が、川野貴志事務主査の後任として東小学校から、高城小学校の加藤道信主任主事が再任用として、庄内中学校の衛藤正俊事務主査が、原口和秀事務主査の後任として西米良中学校からそれぞれ転入され、新たに室長となっております。この他、市内での異動による地区の変更として、姫城中学校の中野恵美事務主幹は高城小学校から、沖水小学校の川野貴志事務主査は西小学校から異動となっております。

続きまして、報告第39号「都城市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部改正について」でございます。

都城市特別支援教育就学奨励費交付要綱を別紙のとおり一部改正いたしました。新旧対照表をご覧ください。改正内容といたしましては、都城市特別支援教育就学奨励費交付要綱第5条第1項第3号中の「所得額等証明願」（以下「証明願」とします。）を廃止し、新たに「同意書」を追加したものです。

特別支援教育就学奨励費の支弁区分の決定において、文部科学省が発出している収入額及び需要額の算定要領では、申請者等の収入に関する市町村の証明書を提出させることが定められており、本市では要綱で定めた独自の様式である「証明願」を申請者から收受しておりました。

しかし、「証明願」を発行する際に、証明する人数×300円の手数料が必要となり、世帯員が多人数であれば保護者の負担も大きいこと、また、「証明願」は手書きで発行しなければならないため、発行業務及び窓口対応によって発行課である市民税課の事務が繁雑となっていました。

上記の二点から、保護者の負担軽減及び市民税課の事務改善を図るため、現行の「証明願」を廃止して市規定の所得課税証明書に替えることにしました。また、申請者から新たに定める「同意書」の提出があった場合は、所得課税証明書の提出を省略することができるものとし、学校教育課が市民税課に対して所得課税証明書の公用請求を行えるように要綱の一部を改正したものです。なお、この方針については市民税課と協議済みであります。

次に、要綱で定められている様式の変更点が2点あります。

1点目は申請書等の押印見直しに伴い様式第1号、2号の申請者押印欄を廃止しております。

2点目は保護者の収入額及び需要額の算定要領の変更に伴い、様式第2号の所得控除欄に「ひとり親又は寡婦控除の額」の記入欄を追加しております。

続きまして、報告第40号「臨時代理した事務の報告と承認について」（小規模特認校制度を利用した入学）についてであります。

本年度小規模特認校制度を利用した入学・転入学の児童生徒については別紙のとおりです。なお、本市の小規模特認校は、夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小中学校となっております。

続きまして、報告第41号「臨時代理した事務の報告と承認について」（令和3年度都城市少年補導委員の委嘱について）であります。

本年度委嘱した都城市少年補導委員は164名で、委嘱期間は令和3年6月1日から令和4年5月31日までです。

この少年補導委員は、市内の小中学校並びに高等学校の教職員及び保護者の代表、加えて各地区のボランティアにより構成されています。

続きまして、報告第42号「臨時代理した事務の報告及び承認について」(都城市青少年育成センター運営協議会委員の委嘱及び任命について)であります。

この協議会委員につきましては、「都城市青少年育成センター運営規則」第4条2項の規定により、別紙のとおり選任及び委嘱いたしました。なお、委嘱期間につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとなっております。

続きまして、報告第43号「令和3年度都城市キャリア教育フォーラム実施要項の制定について」であります。

8月23日にウェルネス交流プラザのムジカホールにて、「令和3年度都城市キャリア教育フォーラム」を行います。

本フォーラムは、地域に求められる現代的な教育課題に向き合い、学校の職場体験等の実践を中心にどのようにカリキュラム改善を行っていくべきか学校と企業とで共に考えていくことを通して、都城の学校教育ビジョンにある「人間力」の育成を目指すことを目的に実施いたします。

フォーラムは、大きく「講演」と「シンポジウム」の2部に分かれており、「講演」では、県キャリア教育支援センタートータルコーディネーターの水永正憲氏に、「これからの時代に求められる人材とは」「学校のキャリア教育をどのように活性化させていけばよいか」等の視点で御講話をいただきます。

また「シンポジウム」はテーマを「キャリア教育の展望～新たな体験活動への取組」としまして、中学校の職場体験学習を例に、どのような新しい、効果的な取組が考えられるか、SDGsや課題解決型職場体験の視点から議論を深めて参ります。

さらに、職場体験以外の、キャリア教育のカリキュラムを考えていく上で考慮すべきことや、小学校の社会科見学等豊かな体験活動の中で取り入れていく視点や企業との協力体制等についても新たな方策を探っていきたいと考えております。

以上で、学校教育課の報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

では、ただいまの報告につきまして、質問等ありましたらよろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

○濱田委員

ご説明ありがとうございます。

報告第40号ですが、3名の方が夏尾中学校に転入学されておりますが、これはいじめとか何かで転入学されたのでしょうか。

●深江学校教育課長

いえ、いじめとかではなく、少人数の学校という環境を希望されて転入学されております。

○濱田委員

分かりました。ありがとうございました。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。

ほかにはございませんか。

○中原委員

報告第39号の25ページ、26ページで、学校長の印は必要なのですか。

●深江学校教育課長

はい、学校長の認印は必要となります。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、報告第38号、第39号、第40号、第41号、第42号、及び第43号を承認いたします。よろしくをお願いします。

●深江学校教育課長

ありがとうございました。

**【報告第37号、議案第14号、第15号及び第16号を、教育総務課長から説明】**

◎児玉教育長

続きまして、報告第37号、議案第14号、第15号及び第16号を、教育総務課長から説明をいただきます。

●大田教育総務課長

教育総務課でございます。

それでは、報告第37号「臨時代理した事務の報告及び承認について」（都城市教育委員会の事務事業に関する不当要求行為等防止対策要綱の制定について）につきまして御説明いたします。

5ページの様式第3号、告示・訓令制定改廃方針説明書を御覧下さい。

表の4行目の制定改廃を必要とする理由のところですが、都城市教育委員会の事務事業に関し、不当要求行為等への組織的な取組を行っていくため、不当要求行為等の定義や所属長のとるべき措置を定めるとともに、実態調査や対策等の審議を市長に委任する旨の規定を定めるものであります。

なお、この要綱は教育委員会だけでなく市長部局及び庁内の各行政委員会が一斉に7月1日から施行するため、先に臨時代理したものであります。

参考としまして、7ページから11ページに、都城市不当要求行為等防止対策委員会設置要綱を添付しています。

続きまして、議案第14号 都城市教育振興基本計画（改訂版）（案）の策定について御説明いたします。111ページをご覧下さい。

1か所訂正をお願いします。下段の施策の方向性3 「郷土愛」を「愛郷心」に訂正をお願いします。上段左側は、現在の都城市教育振興基本計画の基本目標です。右側が本年4月に施行されました都城市教育大綱の施策の方向性です。なお、この後の説明では都城市教育振興基本計画を本計画、都城市教育大綱を大綱と呼びます。

今回、本計画改定版の策定に当たりましては、本計画の上位計画であります大綱との整合性を図る必要がありますが、本計画の『基本目標』にあたる部分が、大綱では『施策の方向性』となっており、表現が統一されておられません。

そのため、本計画の改定版にあたり、『基本目標』を大綱と同じ『施策の方向性』に改め、表現を統一いたします。

また、大綱の『施策の方向性9』及び『10』に位置づけられている内容が、本計画の『基本目標』に位

置づけられておりません。

また逆に、大綱には、都城教育の日や教育委員の活動についての取組を位置づける『施策の方向性』がないことから、大綱の施策の方向性9の「高等教育機関との連携を高めます。」と、施策の方向性10の「地域コミュニティの連携力・協働力を高めます。」を統合して、本計画の施策の方向性9として、「関係機関等との連携を深め、教育活動の推進を図ります。」とし、都城教育の日の取組や教育委員のみなさまの活動、を加えていきたと考えます。

なお、本計画改定版(案)はページ数が多いため、別冊にしております。資料がお手元に届いてから十分な時間が取れずになかなか内容の御確認ができなかったかもしれませんが、今回、大綱に合わせてレイアウトを大きく変更するとともに、文言の修正や新しい取組など、手を加えたところは赤字で示しております。ご意見等がございましたら後ほどよろしくおねがいします。

次に、議案第15号 令和3年度都城市教育委員会外部評価委員の委嘱について御説明いたします。

都城市教育委員会外部評価委員設置規定第3条により、宮内 孝氏、久保田賢一郎氏の2名を、都城市教育委員会外部評価委員に委嘱するものです。

次のページをご覧ください。

宮内先生、久保田先生ともに、前年度に引き続き委員をお願いするものです。任期は委嘱の日から令和4年3月31日までといたします。

次に、議案第16号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の実施要領の制定について御説明いたします。

119ページを御覧ください。

都城市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の全般において、その管理・執行状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出及び公表することとなっております。

また、点検及び評価については、教育に関して学識経験者の知見の活用を図ることとされており、議案第15号で御説明申し上げました、都城市教育委員会外部評価委員設置規程に基づき、2名の方に委員を委嘱し、点検、評価をお願いしているところです。

2の具体的な点検評価の方法の表をご覧ください。

表の1項目目の教育委員会の会議の運営等、教育委員の活動状況につきましては、教育委員会会議録や教育委員の皆様の活動状況等から自己点検していただき、その後、外部評価委員に点検、評価していただきます。

表の2項目は、昨年に引き続き、令和2年度当初予算に計上された主な事業、都城市教育振興基本計画の「施策推進のための管理指標」及び都城市総合計画の総合戦略に掲げております指標の進捗管理を整理し、その後、外部評価委員とのヒアリングを実施し、点検、評価いただきたいと思いますと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、次のページのような流れとなっております。

以上で、議案第16号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

◎児玉教育長

ありがとうございました。

では、ただいまの報告につきまして、質問等ありましたらよろしくお願いたします。

○赤松委員

7ページの第2条にあるような行為が教育委員会の中でもあるのですか。

●大田教育総務課長

はい、これまで、課毎に不当要求行為等への対応を行っていましたが、この度、要綱を制定し、不当

要求行為等の定義を明確にするとともに、全庁的に統一した対応を行うこととしたものです。

○中原委員

議案第16号についてですが、120ページにスケジュールが掲載されており、最後に議会への報告及びHPへの掲載とあるのですが、昨年度の報告書はHPに掲載されておりますか。

●大田教育総務課長

申し訳ありません、確認するとともに、掲載がなければ早急に対応したいと思います。

○岡村委員

都城市教育振興基本計画なのですが、いろいろと細かな間違えなどが見られました。例えば14ページの表でR28となっているが、これはH28の間違えではないかと思えます。その他にもいろいろと。

○赤松委員

41ページの青で囲まれている教育大綱の施策の方向性、51ページの青で囲まれている教育大綱の施策の方向性など、大綱がバラバラでなく一覧できるページを検討してみてもどうでしょうか。また、この計画に大綱を付けるほうがいいのかいろいろと考えてみてはどうでしょうか。

◎児玉教育長

この件に関しては、委員の皆さま色々な意見をお持ちのようですので、教育総務課から提案があるみたいですのでよろしいでしょうか。

●大田教育総務課長

この件に関しましては、いろいろな意見があるかとおもいますので、以前メールでやり取りをさせていただいたように、質問事項を記入するシートを送らせてもらい、7月16日までに返送してもらい、それを各課で確認してもらい、修正を反映して8月定例教育委員会に再度かけるというのはどうでしょうか。

○赤松委員

学校訪問など、ここ最近はいろいろと予定が入っておりますので、16日まで出来るかどうか厳しい状況です。

●大田教育総務課長

では26日までに返送してもらうことにしまして、8月4日の定例教育委員会の議案は28日頃に発送する予定ですが、とりまとめが28日に間に合わない場合は、教育振興基本計画だけは29日に発送することも考えられますが、いかがでしょうか。

◎児玉教育長

よろしかったでしょうか。では、そのような形でよろしく申し上げます。

ほかにはございませんでしょうか。

それでは、議案第14号は保留としまして、報告第37号、議案第15号及び第16号を承認いたします。よろしく申し上げます。

## 11 その他

それでは、令和3年7月定例教育委員会をこれで閉じたいと思います。

お疲れ様でした。ありがとうございました。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書記

教育長